

調書（決定）

事件の表示 平成29年（行ヒ）第179号

決定日 平成29年9月8日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成28年（行コ）第252号（平成29年1月12日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年9月8日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人 X労働組合大阪府本部

申立人 X労働組合大阪合同支部

相手方 国